



県内障がい者就労支援機関を
利用されているみなさまへ

企業のための



にご協力して いただけませんか！

この事業は、神奈川県が「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業」として実施するもので、障がい者雇用の経験がない、もしくは経験の少ない中小の事業主の方に体験実習を通じて、障がい者や障がい者の仕事への取組について理解していただく事業です。

障がい者の方に協力していただきたいこと

- 障がい者の雇用経験のない中小の事業主に障がいの特性や障がいのある方が実際に働いている場面を確認していただくとともに、これから障がい者雇用に取り組もうとする「はじめの一歩」としていただくための事業に協力していただきます
- 事業主にとっての体験実習となりますので、この実習を通じての雇用の約束はありません
- 実習先における実習メニューは事業主ごとに定められていますので、その中から選んでいただきます

体験実習に際して

- 事業に協力した障がい者の方には「参加謝礼金」が支払われます
- 期間は2日～10日、1日3時間から
- 傷害・損害保険は県が加入します
- 実習中は各事業所の管理・監督者の指示に従ってください
- 適宜、支援機関が立ち会います
- 参加する障がい者の方は「就労準備性が整っていること」が参加の要件となっています
- 事業主からの申出で正当な理由があった場合、中止・延期することがあります

参加謝礼金について

この実習に参加協力した場合、**1日2千円の参加謝礼金**が県から支給されます

【例】1日4時間の体験実習に3日間協力した場合、

1日につき2千円×3日間＝6千円の参加謝礼金を県から支給

【ご相談・お問合せ・お申込み先】

神奈川県障害者雇用促進センター 雇用促進課 電話045-633-6110(代表) 内線2523

〒231-0026 神奈川県横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ5階

ともに歩むナビ

検索

